

第2部 三朝町障がい者計画

第1章 理解と支え合いをめざして

1. 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現のためには、日常生活や社会生活において制限を受けている障がい者のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」が求められています。

特に、障がいの中でも精神障がい、知的障がいや発達障がいについての正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除かなければならないという課題があります。

今後も継続して、広報・啓発活動等を実施し、「こころのバリアフリー」を実現していくとともに、さらに課題となっている精神障がい、知的障がいや発達障がいについても地域社会で理解を得られるよう働きかける必要があります。

施策の推進

- ・福祉関係団体の行うイベント等へ参加・協力するほか、町報、インターネットなどにより効果的な啓発を行います。
- ・「身体障害者福祉週間」「精神保健普及月間」などの各種取り組みを活用し、障がいのある人への理解、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ・外見からは援助や配慮の必要性が判断しにくい方々が、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク*」についての普及・啓発に努めます。

2. 福祉教育の充実と交流教育の推進

福祉教育の推進のためには、地域で福祉の担い手が活動しなければならないことが求められていますが、福祉に携わる人材の不足が課題となっており、人材の育成も求められています。このことから、子どものうちから福祉に対する関心を高めることが重要であり、そのため学校教育における福祉教育の充実が重要視されています。

今後も継続して、学校教育機関との連携を図りながら、啓発・実践活動や体験学習など充実した福祉教育を進めると共に、一層の思いやりの精神を向上させるため、障がいのある児童と障がいのない児童との交流の機会を増やすなどの取り組みを進めていきます。

施策の推進

- ・幼少期からの理解を深めるため、保育園児や小中学生との交流を促進し、継続的な交流教育の推進を図ります。

3. ボランティア活動の育成と支援

障がい者が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなどの公的なサービスを充実していくだけではなく、地域住民がお互いに支え合っていくことが求められています。

今後も継続して、ボランティア活動への理解を深め、三朝町社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図ります。また、ボランティア活動を効率的、効果的に推進させるために、活動団体の育成、支援、町民との協働方法の構築などの取り組みを図ります。

施策の推進

- ・個人、地域住民、障がい者自身もボランティア活動に気軽に参加できるように、支援や条件整備を社会福祉協議会と連携して推進します。
- ・ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア育成のための各種講座の充実、情報提供の充実を図ります。

ヘルプマーク*



(ヘルプマーク)

『鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』（愛称 あいサポート条例）が平成29年9月1日から施行となりました。

この条例の中で、県民または事業者は、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等を行うことが定められています。

第2章 一人ひとりの可能性を伸ばす療育・教育をめざして

1. 就学前療育の充実

発達期の障がいのある乳幼児に対しては、早期に必要な療育を行い、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

これまで、発達期の障がいのある乳幼児に対して必要な療育を行い、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ってきましたが、保護者への支援及び情報提供、関係機関との連携が課題となっています。

今後も継続して、障がいのある乳幼児に対して必要な療育を行うとともに、関係機関との連携を図り、さらに、保護者への支援や情報提供を行っていきます。

施策の推進

- ・障がいを早期に発見し、乳幼児期から保健、福祉、教育などの関係機関と連携をとりながら、適切な支援へとつなげ、障がい児の健全な育成を図ります。
- ・障がい児を育成する親の会との連携をとり、保護者への支援や情報提供を行います。

2. 教育の充実

障がいのある児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた、きめ細やかな教育を行うことが求められています。

これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行ってきましたが、障がいの種別も多様化していることから、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が重要な課題となっています。

今後も継続して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障がいについても、対応できる教職員の確保や指導方法等の工夫を行う必要があります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や就学指導体制を整える必要があります。

施策の推進

- ・障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育を推進するとともに、保護者等の負担軽減を図ります。

第3章 働く喜び・就労機会の充実をめざして

1. 雇用の促進と安定

障がい者の誰もが、その適正と能力に応じた雇用の場に就き、誇りを持って地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。

これまで、障がい者の就労支援を行ってきましたが、一般就労へ向けた訓練等の継続、就労の場の確保等が課題となっています。

今後も継続して、障がい者を一般就労に結びつける相談支援の充実、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携を図りながら就労支援体制の充実を図る必要があります。

施策の推進

- ・障がいの種別や程度に応じたきめ細やかな支援を行うため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターくらし等の関係機関と連携します。
- ・障がいや障がい者に対する理解を深め、就労機会を得ることができるようハローワークと連携し、雇用の拡大に努めます。
- ・一般就労に向けた能力向上のための訓練や一般就労後の職場定着のための支援を行う事業所の確保に努めます。

2. 就労機会の拡大

障がいの種類や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとって、さまざまな就労の場を確保することが求められています。

これまで、一般企業への就労が困難な障がい者のために、就労の知識及び能力の向上や必要な訓練を行ってきましたが、就労機会の拡大・充実させることが課題となっています。

今後も継続して、就労の知識及び能力の向上を図るとともに、関係機関と連携し就労機会の拡大・充実のための環境整備を図る必要があります。

施策の推進

- ・一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を支援します。
- ・三朝町障がい者就労施設等からの物品優先調達方針に従い、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に努め、当該施設の受注機会の確保や物品等の需要の増進を図ることにより、障がい者の雇用の確保を推進します。

第4章 ころ豊かな生活を支援する福祉サービスをめざして

1. 相談・情報提供支援体制の整備

障がい者が住みなれた地域でころ豊かな生活を送るためには、相談窓口や情報提供の支援体制を図り、必要とするサービスを的確に利用できるような支援することが求められています。

これまで、障がい福祉専門の相談支援員を置いた相談支援事業所において、障がい者の相談窓口として、相談や情報提供を行ってきました。

今後も継続して、相談支援事業所を中心として、相談や情報提供を行うとともに、総合的な相談業務、成年後見制度の利用支援、福祉施設から地域移行するための地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障がい児相談支援の充実を図っていきます。

施策の推進

- ・障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉サービスなどに繋がる連携体制の充実を図ります。
- ・障がい者一人ひとりの状況を踏まえた、ケアマネジメントの体制整備を図ります。また、施設入所や病院に長期入院していた人が、地域での生活に移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援を継続的に推進します。
- ・聴覚及び言語・音声機能障がい者の社会参加の促進や意思疎通を図るため、手話通訳者*・要約筆記者*等の派遣体制を充実します。

手話通訳者*

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人です。また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるために、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されています。

要約筆記者*

要約筆記とは、聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するものです。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法なども用いられてきています。要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人のことです。

2. 障害福祉サービス等の充実

障がい児・者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用しながら、自立した生活が送れるよう環境整備の実現が求められています。

今後も、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい児の健やかな育成と障がい者の自立と社会参加を支援する必要があります。

施策の推進

- ・障害者総合支援法や児童福祉法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種の障害福祉サービスや障害児通所支援等の充実を図ります。
- ・障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けています。地域で生活する障がい児・者の自立した日常生活や社会生活を支援します。

3. 権利擁護の推進

障がいのある人の中には、自分ひとりでは契約を結ぶなどの判断を行う能力が不足している人がいるため、社会生活を送るにあたり、契約を結ぶことなどに対する支援が求められています。

これまで、判断能力が不足している人の権利を擁護するため、各種サービスを行っていますが、障がい者だけではなく、高齢に伴う権利擁護の支援を必要とする数は増加しています。

今後も継続して、判断能力が不足している人の権利擁護を行うとともに、支援を必要とする人に充実したサービス提供ができるよう、体制を整える必要があります。

施策の推進

- ・障がい者の権利を守るために、社会福祉協議会と連携し「権利擁護事業」の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ・障がい者の権利を守るために、成年後見制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

4. 障がい者虐待防止対策

障がい者に対する虐待が全国的に度々報じられており、中には悪質な事件も発生しています。虐待は、発見がしづらいつとされていますが、関係機関や地域住民が協力し、早期に発見できる体制を整えることが求められています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

障がい者があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障害者虐待防止センターを設置し、広報等を通じてセンター設置を周知し、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障がい者の保護と、その後のサポート及び障がい者の養護者へのサポートを行う必要があります。

施策の推進

- ・ 障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであるため、障害者虐待防止センターを設置し、障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する指導を行い障がい者の権利擁護を行います。
- ・ 関係機関等による日ごろからのネットワークの構築、地域における関係機関等の協力体制の整備に努めます。

5. 行政サービス等における配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成 28 年 4 月から施行され、これにより、何人も、障がいを理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がいのある人への理解の促進に努める必要があります。

施策の推進

- ・ 国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮（P 8）の提供に関し、職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定め、その実践を図ります。

第5章 安心して暮らせる保健・医療をめざして

1. 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障がいを早期に発見し、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細やかな相談指導や個々の状況にあった支援体制を整備することが求められています。特に、近年では精神疾患に関する相談が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

今後は、早期発見・早期療育に努めるとともに、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障がいや精神障がい等について関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスが受けられるような体制を整備する必要があります。

施策の推進

- ・関係機関と連携し、疾病や障がい等を早期に発見し、必要に応じて療育を行い、障がいの軽減や生活能力の向上を図ります。

2. 医療機関との連携・医療費の助成

生活習慣病を未然に防ぐためには、より一層の保健事業推進を行い疾病の予防に努めていくことが求められています。

これまで、障がい者の様々な医療ニーズにこたえられるよう、医療機関と福祉関係機関が連携を図るとともに、経済的な負担の軽減に努めてきました。

今後も、医療機関との連携・相談体制を充実させるとともに、医療費の助成もを行い、障がい者及び障がい者世帯の負担軽減に努める必要があります。

施策の推進

- ・障がいの特性にあった医療機関との連携、相談支援体制の充実に努めるとともに、経済的な負担軽減を図ります。

第6章 人にやさしい町づくりをめざして

1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がい者や高齢者をはじめとする全ての人々が尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で安心できる人にやさしい町づくりが求められています。

これまで、地域社会での公共施設については、バリアフリー化を進めてきました。

今後、全ての人々が、地域で生きがいを持って生活ができるようユニバーサルデザインの普及啓発と、これに基づく町づくりに努めるとともに、障がいのある人の一般住宅のバリアフリー化についても、各種補助金等の周知徹底を図る必要があります。

施策の推進

- ・公共施設のバリアフリー化を進め、障がいのある人や高齢者等が利用しやすいよう環境の整備を推進します。

2. 交通・移動手段の整備充実

障がい者が活動範囲を拡大し社会参加をするためには、交通・移動手段の整備を進めることが求められています。

これまで、障がい者に交通・移動手段に対する助成や、視覚障がい者が町内を歩行しやすい歩道の環境整備等を行ってきました。しかし、本町内では福祉有償運送を行う事業所が無く、また町外の事業所の事業参加も難しいという課題があります。

今後も継続して、交通・移動手段に対する助成を行っていくとともに、町内における福祉有償運送事業の実現に向け調整を行う必要があります。

施策の推進

- ・交通移動手段の問題は、障がい者や高齢者を対象とし本町の抱える大きな課題であり、福祉有償運送だけに限らず、町全体の交通施策として事業整備に努めます。

3. 防犯・防災対策の整備

障がい者が地域で安心して生活するためには、犯罪などに巻き込まれないような防犯対策と、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を、積極的に推進することが求められています。

これまで、火災警報器設置の推進、緊急時の手話通訳者の案内等を行ってきました。今後も、防犯・防災などの安全対策の推進を行っていく必要があります。

施策の推進

- ・災害発生時の障がい者の安全を確保するため、地域住民を含めた支援体制の確保に努めます。また、障がい者が安心して暮らせる地域となるよう、地域の消防団組織等との連携を図り地域に密着した安全確保に努めます。
- ・障がい者が消費トラブルに巻き込まれないよう、消費者相談機能を充実させるとともに、啓発活動を促進します。